

地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援する事業を創設する。

### 現状・課題

- 今後30年以内に南海トラフ地震や首都直下地震の発生が高確率で想定される中、災害発生時の被災者の住まいの確保において中心的な役割を果たす中小工務店等の持続可能性の確保が不可欠
- また、地域に根づいた中小工務店等における担い手不足が懸念されるなど、今後、地域における安定的な住宅供給・維持管理が困難となる可能性



令和6年能登半島地震で整備された木造応急仮設住宅

### 事業イメージ

以下の取組により、地方公共団体との災害協定等の内容充実化及び防災性向上マニュアルの整備を通じた木造応急仮設住宅等の早期の供給促進を図る。

大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資する先導性の高い取組への支援

国  
地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ  
(地域グループ)  
※1

**【広域モデル策定型】**  
木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、発災時対応に必要な建築技能習得のための研修や訓練等のモデル的取組



被災住宅の応急修理の訓練のイメージ



木造応急仮設住宅の早期供給に向けた訓練のイメージ



復興住宅モデルプランの作成のイメージ



**【地域モデル実装型】**  
木造応急仮設住宅（恒久）や復興住宅等のモデル的整備



木造応急仮設住宅のモデル的整備のイメージ

復興住宅のモデル的整備のイメージ

補助率等

**【広域モデル策定型】**  
**【地域モデル実装型】**

取組主体：地域グループ  
整備主体：地域協議会※2

補助率：定額  
補助率：1/2

補助限度額：1,000万円／地域グループ

※1 事業主体として、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築を要件とする。  
※2 地方公共団体及び複数の地域グループで構成されるものとする。

### 将来ビジョン

- 官民の連携体制構築により、住まいの確保に係る防災性向上等に取り組む地域の担い手の確保を促進
- 防災性向上に資するモデル的取組の全国展開等により、大規模災害発生時における初動対応を迅速化

## ① 地域グループについて

<地域グループ構成員の業種及び要件>

- ① 本モデル事業では、「一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ」を「地域グループ」として定義しており、地域グループは、原則として以下のⅠ～Ⅶの業種から構成され、災害発生時に備えた事前防災のモデル的取組を実施するものとします。
- ② 原則として、Ⅰ～Ⅳの業種はそれぞれ3事業者以上、Ⅴ、Ⅵの業種はそれぞれ15事業者以上、1事業者以上により構成されるものとします(Ⅶの業種には、事業者数の要件なし)。構成員要件を満たしがたい場合には、その根拠の説明を求めることとします。

表 地域グループ構成員の業種と構成員の要件

業種	構成員数
Ⅰ 原木供給(素材生産事業者・原木市場等)	3事業者以上
Ⅱ 製材・集成材製造・合板製造	3事業者以上
Ⅲ プレカット加工・建材流通 (非木材住宅資材を扱う事業者を含む)	3事業者以上
Ⅳ 設計	3事業者以上
Ⅴ 施工	15事業者以上
Ⅵ DX関連事業者	1事業者以上
Ⅶ その他(リフォーム業者、不動産業者等)	任意

<「Ⅴ 施工」事業者について>

- ① 「Ⅴ 施工」事業者として構成員と認められるのは、木造住宅の工事を元請け(全体工事費の過半を請け負うこと)として行う施工事業者で、原則として元請けの直近3年間の年間平均新築住宅供給戸数が54戸以下※<sup>1、2</sup>であることとします。
  - ※1 カウントする戸数には、木造以外の住宅も含み、集合住宅の各住戸もそれぞれカウント。
  - ※2 供給戸数の実績については、対象となる事業年に建築主または買主に引き渡した戸数が対象。
- ② なお、上記①の施工事業者が15事業者以上所属している場合、それらに加え、上記①の施工事業者に該当しない事業者(ただし、元請けの直近3年間の年間平均新築住宅供給戸数が300戸以下の事業者(以下「中規模施工事業者」という。)であること)が含まれることが可能です。
- ③ ただし、1つの地域グループに所属する中規模施工事業者数は、当該グループに所属する「Ⅵ.施工」事業者数の1/3以内とします。

## ① 地域グループについて

<「一定のエリア」について>

- ① 災害発生時の被災住宅の応急修理、木造応急仮設住宅供給の迅速化等を図る観点から、原則として、地域グループを構成する**施工事業者**の所在範囲は、「一定のエリア」（以下「地域ブロック」という。）に限定することとします（本事業における地域ブロックは以下の9区分の通り）。

- ・北海道
- ・東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
- ・北信越（新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県）
- ・東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ・近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ・四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ・九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

→例：山梨県の地域グループに参加できる施工事業者は、原則として、関東ブロックの8都県に所在する必要。

- ② ただし、地域ブロック内に所在しない場合でも、被災地域への移動ルートが確保されるなど、初動期（災害発生から72時間程度）及び応急期（災害発生から3～7日程度）に被災住宅の応急修理、木造応急仮設住宅供給等に取り組むことが可能であると認められる場合には、原則を除外する場合があります。

→例：山梨県（関東ブロック）に所在する施工事業者であって、長野県における災害発生時においても、長野県への移動ルートの寸断可能性が低いと判断される場合には、長野県の地域グループ（北信越ブロック）への所属が可能。

- ③ また、原則として、1つの施工事業者が所属可能な地域グループ数は1つに限定しますが、災害発生時においても、初動期及び応急期において当該被災地域で迅速に活動可能であると認められる場合には、地域ブロック内外で地域グループへの複数所属が可能です。

→例：山梨県に所在する施工事業者は、異なる地域ブロックに区分される山梨県及び長野県の地域グループへの所属が可能。

- ④ 他方、**施工事業者以外**の構成員については、必ずしも同一地域ブロック、同一都道府県内に所在する必要はありません。

→例：海外、広域の国有林等から原木を調達する事業者も、地域グループの構成員として参加することが可能。

- ⑤ 地域グループは、構成員のサポート等を担う「グループ事務局」として、1事業者（法人、団体、個人事業者等）を指定する必要があります。当該事業者が事務局を担うことのできる地域グループ数は、原則として2つ※までとしますが、積極的なグループ活動を実施すると認められる場合には、原則を除外する場合があります。

※1事業者が複数の支店、営業所等で地域グループ事務局を担う場合でも2グループまでとします。

## ② 広域グループ・全国グループについて

<地域ブロック単位等での地域グループについて>

- ① 広域モデル策定型では、**原則として**※以下に示す9区分の地域ブロック内において、地方公共団体単位で構築される地域グループが複数存在し、その管内を超えた単位での横連携等を図る場合、地域ブロック単位での地域グループ（以下「**広域グループ**」という。）を構築することが可能です。

- ・北海道
- ・東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
- ・北信越（新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県）
- ・東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ・近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ・四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ・九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

※上記区分では別の地域ブロックに属する隣県間での連携を図るなど、地理条件上、合理的な形でグループの構築を希望する場合、その旨をご説明ください。

→例：関東ブロックに区分される8都県において、広域モデル策定型を実施する地域グループが各都県で構築され、全8の当該地域グループが連携して、災害発生時のブロック内連携体制整備構築などの事前検討等に取り組むための関東ブロック単位での広域グループ（以下「**関東グループ**」という。）を構築。

- ② また、広域グループ等を集約し、地域ブロックの管内を超えて横連携等を図る場合、全国を取組対象地域とする地域グループ（以下「**全国グループ**」という。）を構築することも可能です。

→例：全国で9つの地域ブロックにおいて、広域グループや地域グループが各ブロック内で構築され、さらに、全9の広域グループが連携して、災害発生時のブロック間連携体制整備構築などの事前検討等に取り組むための全国グループを構築。

- ③ なお、広域グループ及び全国グループのいずれにおいても、1グループあたり補助限度額は1,000万円とします。

→例：8つの地域グループから構成される関東グループの補助限度額は1,000万円。

※山梨県の地域グループが関東グループの事務局となる場合、山梨県の地域グループ、関東グループとしての取組に対してそれぞれ最大で1,000万円（=計2,000万円）交付される可能性があるが、各グループの用途は明確に区分する必要。

- ④ 広域グループ及び全国グループにおいても、各グループを構築する地域グループのサポート等を担う「グループ事務局」として、1事業者（法人、団体、個人事業者等）を指定する必要があります。なお、地域グループ事務局が、自らが構成員となっている広域グループや全国グループの事務局も担うことは可能とします。

## ③ 地域グループ等について

<その他の地域グループ等に係る要件>

- ① 同一の地域グループが複数の応募を行うことはできません。
- ② 1つの事業者が、Ⅰ～Ⅶの業種のうち複数の業種を兼ねることも可能とします。ただし、本モデル事業の1つの大きな目的は、災害発生時の住まいの確保に係る防災性向上等に取り組む地域の担い手の確保の促進であることから、地域内でより多くの住宅関連事業者が主体的に参画する取組であることが望まれます。
- ③ 応募を行う地域グループについては、法人格の有無を要件とはしませんが、参加予定のⅠ～Ⅶの業種の構成員については、全て報告を求めるとします。
- ④ 本モデル事業では、地域グループ構成員による相互連携体制の構築・強化により、災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化を目指しています。以下に例示する状況が令和7年度事業で確認された地域グループについては、他の地域グループに対する阻害の防止や事業趣旨との整合の観点から、令和8年度以降に本モデル事業が実施された場合には、採否や配分に反映する可能性があります。
  - ・ 事務事業者（現在公募中）が定めた各種期限を守らない
  - ・ 事務事業者が求める質疑対応に著しく時間を要する
  - ・ 構成員が各種マニュアルを理解しておらず、必要な手続きが実施されない、補助要件を満たせない（＝グループ事務局が構成員への支援を怠っているものと判断）
  - ・ 各種アンケートにおいて評価が低い、またはアンケートの回収率が著しく低い 等
- ⑤ グループ事務局は、評価事務局及び交付事務局からの問い合わせ等に対し、確実に連絡が取れ、かつ、適切に対応可能な事業者としてください。また、グループ事務局担当者は、問い合わせ（電話・メール）や郵送物の受取に確実に対応いただくため、グループ事務局の登録情報は担当者の勤務先としてください。なお、不誠実な行為が認められた場合には、補助金交付申請や完了実績報告を受け付けない場合がありますので、十分ご注意ください。

## ④ 主な補助要件について

<「地方公共団体との災害協定等の締結」について>

- ① 本モデル事業を実施する地域グループは、災害発生時の対応などに関する事項について定めた取り決め等を指す「災害協定等」を地方公共団体との間で締結する必要があります。
- ② なお、原則として、広域モデル策定型の第2回公募段階（令和7年7月18日（金）18:00締切）において、締結済みの「災害協定等」の写しを国土交通省に提出する必要があります。ただし、応募時点では締結予定の段階であっても、評価事務局での審査・評価を経て採択され、交付申請までに締結済みの「災害協定等」の写しを提出する場合、要件を満たしたものとします。

## ④ 主な補助要件について

＜「若手入職・定着に係る取組の実施」について＞

- ① 本モデル事業を実施する地域グループは、地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念等を踏まえ、若手入職・定着に係る取組（原則として自己負担）を少なくとも1つは実施する必要があり、現時点で想定している取組事例は以下の通りです。

	取組	内容
若手入職促進	① 高校等と連携した現場体験会等の開催	住宅業界への就職を希望する高校生等に対し、実際の建築現場を“見て、体験する”機会を提供することにより、住宅業界への関心を高めてもらう。 より実務的な作業体験を希望する高校生等に対しては、職場体験として現場での実務的な作業体験を数日間受け入れる。
	② 高校等の部活動への指導員派遣	住宅業界への就職を希望する高校生等の部活動に対し、地域グループから技術指導員を派遣することで、実際の技術や知識を伝える。
若手定着促進	① 就業規則勉強会の開催	社労士による、社員化に向けた就業規則の整備に関する勉強会を開催する。
	② 労働安全衛生勉強会・現場研修の開催	ハーネスや足場の基準等の労働安全衛生に係る勉強会・研修を開催する。
	③ 若手入職者向け実務研修会の開催	離職防止や業界の魅力向上等を目指し、大工として必要な周辺知識や技能の習得等の研修会を入職後にも継続して実施する。
	④ 認定職業訓練校等と連携した技術指導	大工としての経験を有さない（または浅い）者が経営する一部工務店への入職者を、認定職業訓練校等と地域グループが連携して技術指導を行う。

- ② なお、若手入職・定着に係る取組を複数実施予定の場合、少なくとも1つの取組については、補助要件に該当する取組として、自己負担での実施を求めることとし、残りの取組については、本モデル事業の目的である災害発生時の担い手確保及び初動対応の迅速化にもつながると評価される場合、広域モデル策定型の補助対象として認める場合があります。

→例：若手入職・定着に係る取組を3つ実施する場合、災害発生時の担い手確保及び初動対応の迅速化にもつながるか、の評価結果によらず、少なくとも1つの取組は自己負担で実施する必要。  
残りの2つの取組については、災害発生時の担い手確保及び初動対応の迅速化にもつながるか、の評価結果等に応じ、補助対象として認められる可能性。

## ⑤ 各種留意事項について

＜広域モデル策定型の応募にあたっての留意事項について＞

例えば、以下に掲げる内容が提案書等から確認された場合、原則として、広域モデル策定型の実施要件を満たさない提案と判断し、評価しないこととしますので、あらかじめご留意ください。なお、以下に掲げる内容以外にも、本モデル事業の目的等に鑑み、評価の対象外とする可能性があります。

提案書等に記載したⅠ～Ⅶの業種の構成員のうち、合意がないままに、地域グループに参加予定である旨が記載されている構成員が含まれている場合

＜広域モデル策定型の補助対象外経費について＞

例えば、以下の①～⑪に掲げる経費については、原則として、広域モデル策定型の補助対象として認められませんので、あらかじめご留意ください。なお、以下の①～⑪に掲げる経費以外にも、本モデル事業の目的等に鑑み、補助対象外とする可能性があります。

- ① 建築基準法その他関係法令に遵守した提案となっていない場合
- ② モデル的な整備を想定した木造応急仮設住宅等の設計図作成等に関連して、華美過大であると判断される設備の設置費用
- ③ 一般公開できない内容を含む研修・訓練に要する費用
- ④ 本モデル事業において実施予定の研修・訓練会場の調整等に要した謝礼
- ⑤ 木造応急仮設住宅建設等に関する研修・訓練を実施する際の、上棟式、木遣り、餅まき等の開催に要する経費
- ⑥ 提案者自身が発行に関与している広報誌等における、本モデル事業の周知等に係る記事記載費用
- ⑦ 本モデル事業として実施予定の取組と明らかに異なる目的の会議等で使用予定のパンフレットの作成経費
- ⑧ 汎用性の高い機器（スマートフォン、タブレット、PC、イヤホン等）の購入費用
- ⑨ 技能士取得に要する費用や自社のみで使用する大工工具の購入費用など、特定の個人や事業者のみに供するサービス代金等
- ⑩ 本モデル事業の目的に沿わない一般的な普及活動（子ども向け職業体験会等に類するもの）に要する費用
- ⑪ 特定の個社の採用に係るインターンシップに要する費用